

## 国・県の政策等について

### こども基本法 《2 ページ》

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

### こども大綱 《3～5 ページ》

こども基本法に基づく「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていきます。

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法に基づく、国で初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後 5 年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

### こども未来戦略方針 《6～8 ページ》

令和 5 年 6 月に少子化対策強化の一環として児童手当や育児休業給付拡充などの「こども未来戦略方針」を決定しました。「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の 3 つを基本理念として掲げました。

### こども家庭庁 《9 ページ》

こども家庭庁が令和 5 年 4 月に新設されました。厚生労働省と内閣府が所管する子ども・子育ての主な部署を移して行政の縦割り解消を狙うものです。これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりを主導します。

### 少子化・人口減少対策戦略方針（長野県） 《10 ページ》

「しあわせ信州創造プラン 3.0」（長野県総合 5 か年計画）を基本とし、県民の希望をかなえる少子化対策と人口減少を前提とした社会づくりに向けた取組を、さらに深化・加速させていくために策定します。令和 6 年 3 月策定予定です。

### 子育て家庭応援プラン（長野県）

子育て家庭を応援するため、子どもを複数育てている多子世帯や所得が低い世帯に重点を置いて、保育・医療・教育など子育てに係る経済的負担を軽減するための支援を拡充します。（令和 6 年度～）  
令和 6 年度の取組み ※議会議決前につき、内容が変更となる場合があります。

- 3 歳未満児の保育料無償化・軽減の拡充
- 子ども・子育て応援市町村交付金を創設
- 子どもの医療費助成の拡充
- 私立高等学校の授業料軽減の拡充